

改正理由

令和 7 年度以降に本市が民間事業者の乳児等通園支援事業を認可しようとするときは、あらかじめ児童福祉審議会に意見聴取する必要があるため、認可に係る意見聴取を所掌する部会を置くため所要の要綱改正を行う。

改正内容

改正後

部会名称	所掌事務
保育事業認可部会	・ 児童福祉法第34条の15第 4 項に基づく家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可前の意見聴取に関する事項 ・ 児童福祉法第35条第 6 項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項

改正前

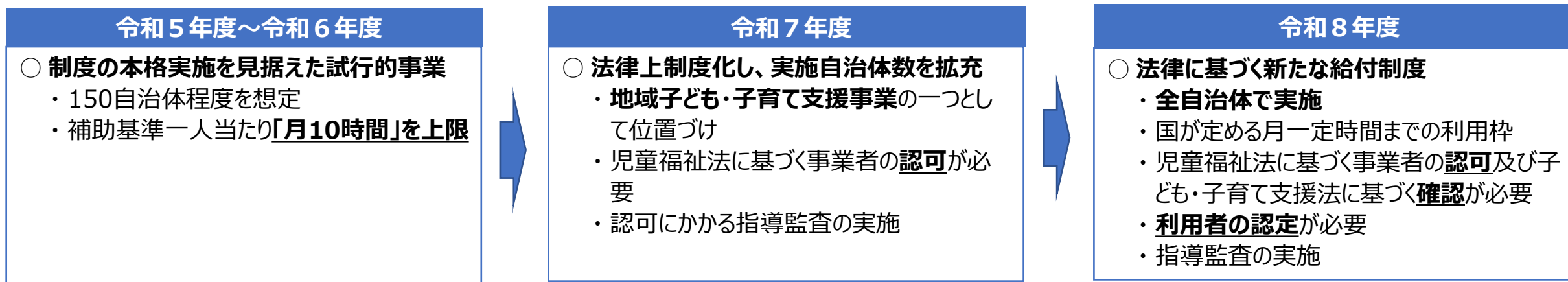
部会名称	所掌事務
保育事業認可部会	・ 児童福祉法第34条の15第 4 項に基づく家庭的保育事業等の認可前の意見聴取に関する事項 ・ 児童福祉法第35条第 6 項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項

乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）について

国の動き

- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日に閣議決定）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、**月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる**新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設が示された。
- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、令和7年度に法律上制度化され、令和8年度に法律に基づく新たな通園給付として「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施することが示された。

【国の本格実施に向けたスケジュール】



本市の対応

- 令和8年度の本格実施を円滑に対応できるようにするため、令和6年7月から試行的事業を開始し、地域子ども・子育て支援事業として令和7年度は実施

法令の規定

- 令和7年度以降、乳児等通園支援事業を民間事業者が実施する場合は、市町村長が事業者の認可をする必要。（改正児童福祉法第34条の15②）
- 事業認可にあたっては、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない（児童福祉法第34条の15④）
- 児童福祉法の改正は、令和7年4月1日施行予定。（子ども・子育て支援法等の一部改正法附則第1条）